

[チーム研究1] 児童養護施設における被虐待・ネグレクト体験児童に関する研究 (主任研究者 高橋重宏)

児童養護施設入所児童の強制引き取りに関する研究 (その2)

—「児童の強制引き取りに関する状況について」自由回答結果の分析と考察—

子ども家庭福祉研究部	高橋重宏・山本真実
聖徳大学短期大学部	鈴木 力
共生会希望の家	福島一雄
研究企画・情報部	庄司順一・谷口和加子
東海大学	中谷茂一
駒澤大学大学院修士課程	平本 譲
青山学院女子短期大学	横堀昌子
厚生省児童家庭局企画課	才村 純

要約

本研究は、児童養護施設における児童の強制引き取りの実態とその内容、問題点を、調査の自由回答から明らかにすることを目的とした。調査の結果、主に被虐待体験児童の強制引き取りが子どもにとってきわめて危険性が高いことが明確になった。

具体的には、1) 強制引き取りは子どもにとって大変危険性が高いこと、2) 児童相談所と児童養護施設の連携に問題があること、3) 強制引き取りの防止のための法整備が必要であること、4) 子どもの権利擁護システムやそのための関連機関のネットワークやアフターケア、フォローアップの体制整備が必要であることが明らかになった。

見出し語：親による強制引き取り、親権、子どもの権利擁護、セフティ・ネットワーク

Team Research

Research on Children who have been Forcibly Returned to their Parents from Residential Care Institution for Children Under the Parental Rights Clause of the Law: analysis of the result of the survey on conditions of children who have been forcibly returned to their parents under the parental rights clause of the Law (Part 2)

Shigehiro TAKAHASHI, Tsutomu SUZUKI, Kazuo FUKUSHIMA, Junichi SHOJI, Shigekazu NAKATANI, Yuzuru HIRAMOTO, Masako YOKOBORI, Jun SAIMURA, Wakako TANIGUCHI, Mami YAMAMOTO

Abstract

This research aims to clarify the conditions, contents and problems associated with situation of children who are being forcibly returned to their parents from the Residential Care Institutions for Children (RCIC) based on the questionnaire survey. The survey results clearly reveal that allowing children to return to their parents under the parental rights clause of the Law puts children in a grave danger, particularly if it is a case involving physical abuse.

More precisely the survey found that: 1) allowing children to return to their parents under the parental rights clause of the Law is highly dangerous for children; 2) there are problems with communications between the RCIC and the Child Guidance Centers; 3) in order to stop parents from forcibly taking children home it is essential that there be a reform of the legal system; and 4) it is absolutely necessary to develop some sort of system to protect the rights of children, and to establish related institutional network, and after care and follow-up measures.

key words:

returning children under the parental rights clause of the Law, parental rights, protection of the rights of children, safety network

I. 調査概要

1. 目的

昨年度（平成9年度）当研究所チーム研究で行った「児童養護施設におけるアフターケア及び被虐待・ネグレクト体験児童に関する調査」において、被虐待体験児童の退所理由に「親による強制的引き取り」を挙げた施設が延べ67ヵ所あり、子どもをとりまく環境の改善が十分でないまま家庭復帰し、虐待・ネグレクトの再発の可能性が危惧される現状の一端が明らかになった。

この結果をふまえ、さらに強制引き取りまでの状況や対応について詳細に把握する必要があると考え、児童養護施設における強制引き取りの現状とその課題について明らかにすることを目的として再調査を実施した。

本研究ではこの調査結果から特に自由回答欄の記述について、分析・考察を行うこととする。

2. 対象と方法

調査実施時期は1999年3月で、前述した昨年度調査結果に基づいて65ヵ所の児童養護施設を対象とし、質問紙による郵送法で行った。

対象ケースは、被虐待・ネグレクト体験の有無を問わず、1995年4月1日から1998年3月31日までの3年間（平成7・8・9年度）に保護者（親に限らない）による強制引き取りがあったものとし、該当児童ごとに個別に調査票に記入してもらった。調査票への回答は、施設職員による自計式としたが、該当する児童を主に担当した職員が記入することとし、主な担当者が施設長の場合のみ、施設長が記入するよう依頼した。

II. 結果及び考察

1. 回収状況

39施設から回答があり、そのうち9施設は「調査対象該当児童なし」との回答であった。該当児童のあった30施設から89票を回収、強制引き取りの時期や状況に関して調査対象外のケースが4票あり、有効回収数は85票であった。なお、きょうだい票が14組あったが自由回答の特性からすべて分析対象とした。

2. 「強制引き取り状況」に関する自由回答

「該当児童における『強制引き取り』とはどのような状況をさしていますか」という間で回答を求めた。得られた回答から強制引き取り状況について分析と考察を行う。

まず(1)引き取りを児童相談所と施設双方が反対していたにもかかわらず、保護者の一方的な意思により引き取

りが行われたケース、(2)施設側は引き取りに反対したが、児童相談所がそれを認めたケース、(3)入所児童の一時帰省や入所児童への面会・外出の後、そのまま引き取りが行われたケース、(4)本人の意思などによる無断外泊、あるいは入所児童自ら親に働きかけて引き取りとなったケース、(5)保護者以外の第三者等のすすめによる引き取りケース、に分類してみていく。(1)(2)では児童相談所と施設の強制引き取りに関する見解について分析を行う。また(3)(4)(5)では強制引き取りの状況からの分析を行うこととする。

(1) 児童相談所、施設ともに反対していたケース

番号	自由回答の概要
001	児童相談所、施設ともに引き取りに反対するが、母親の説得が不調
002	家庭環境の改善がされていなかったが、父の引き取り意思は強く、説得にも応じず、やむなく（強制引き取りに）応じた
003	同上
004	自分の子どもを親戚が勝手に入所させたと施設に抗議、児童相談所にも圧力的態度で強制的に引き取った
005	児童相談所の説得を聞かず、強制引き取り
021	父が引き取りを強く希望、児童相談所の指示に従わず強制引き取り
024	祖父母・病院・児童相談所・施設とも反対するが、父と特に虐待を行っていた継母の早く引き取りたいとの意思が強く、強制引き取り
027	施設・児童相談所とも反対だったが、学校等で待ち伏せ、他児も不安が強まり、やむなく措置解除
028	行方不明であった実母が一方的に引き取り
033	生保受給金額が少なくなることから保護者入所措置を拒否。学校、児童相談所係者等の働きかけで入所するが、強制引き取り
041	実母の身体的虐待による入所。児童相談所、施設の説得を聞かず、強制的に引き取り（このパターンを繰り返す）
057	家庭に帰っても虐待等が行われる危険性があったが、実母の強い意向により、児童相談所・施設もどうすることもできず、強制引き取り
063	施設と児童相談所は引き取りをやめるよう再三母に指導するが、親権を盾に強制引き取り
073	児童相談所・施設等が引き取りに反対するが、強制引き取り。(3人兄弟のうち、異母姉は性的虐待の事実が明らかで、姉だけは引き取りを拒否する)

以上14ケースでは、児童相談所、施設、関連機関等が、ともに引き取りに反対していたことが自由回答のなかで明確となった。実際にはこれ以外のケースでも、選択肢による回答からも明らかのように、児童相談所・施設等が引き取りを反対しているケースが存在する。さらに児童相談所・施設とも引き取りに反対したケースは有効回答68ケース中47ケース（有効%69.1）となっており、約7割の

ケースで、施設・児童相談所双方が「強制引き取り」として認めたことになる。つまり、施設、児童相談所の双方が反対したにもかかわらず、親権を盾に保護者が児童を一方的に引き取ってしまったケースが多く存在することが明らかとなった。特に073のように、父が性的虐待を姉に強要し、妹とその兄の強制引き取り後、今度は妹への性的虐待、さらに兄を刃物で刺すといった事件を引き起こしたという問題性の高いケースもみられた。厚生省は、平成9年のいわゆる434号通知で、28条の家裁の承認により入所措置をとったケースについて保護者が引き取りを主張しても、施設長に与えられた監護権が保護者の監護権に優先することからこれを拒むよう指導している。また、平成11年3月に発刊された厚生省の「子ども虐待対応の手引き」では、保護者の同意を得て入所措置をとったケースについても、家庭引き取りにより虐待の再発の蓋然性が高いと判断される場合は一時保護や一時保護委託への切り替えを検討すべきことも述べられている。

しかし、このように基本的な対応の枠組が示されており、かつ施設も児童相談所も「帰すべきではない」という点で見解が一致しているにもかかわらず、実際には強制引き取りケースが数多く存在するわけであり、その理由をさらに分析する必要がある。

(2) 施設は反対したが、児童相談所は承諾したケース

このケース群は施設側と児童相談所側とに見解の相違がみられるものである。つまり施設側は強制引き取りと捉えても、児童相談所は強制引き取りとは考えない場合が存在する。このことが、強制引き取りを防ぐために施設と児童相談所が連携する上での障害となる可能性がある。

番号	自由回答の概要
025	母親の状況が安定しておらず、家庭引き取りは無理と思われたが、児童相談所から引き取りになったと連絡(家庭帰省中)
026	行方不明であった実母が戻り引き取りの申し出。強引に引き取り児童相談所もすぐ応じてしまった
029	児童相談所福祉司上司が独走して強制引き取りを許可
074	家庭環境が改善されておらず、施設は引き取りに強く反対したが、直接児童相談所にいき、強制引き取り

これらの4ケースは児童相談所が施設側の意向を採り入れなかったり、おおむね児童相談所独自の判断で引き取りを認めたケースである。

なぜ施設と児童相談所とに見解の相違が起きたのか、「仕方なく」強制引き取りを行った際の児童相談所と施設の話し合いはどのように行われたのか等を今後さらに調査することにより、強制引き取りの状況をより具体的に把握し、問題の所在を明確にする必要がある。

(3) 面会や一時帰省のまま、強制引き取りとなったケース

強制引き取りの状況については、問5aでみられるように、保護者が施設にきて強制的に引き取ったのが44.1%、保護者が児童の通学施設等にきて強制的に引き取ったのが1.5%、一時帰宅の際に保護者が施設に返さなかったのが27.9%、さらに施設内の他の児童とのトラブルが原因で児童自身が施設をでて帰宅したのが2.9%、施設内の職員の指導に従えず児童が自ら施設からでて帰宅したのが8.8%となっている。施設や児童相談所が親子関係の改善等を目的として行っている面会や帰省をきっかけとし、そのまま強制引き取りとなる場合がみられる。

これらの子どものなかには、再び施設に戻るつもりであったものが引き取りとなってしまったことにより、情緒的にも問題が生じたものも存在している。これらのケースは、施設や児童相談所側の保護者への説得が難しく、またその後の指導もできないままのなし崩しの形での引き取りであり、問題性が高い。また子どもを連れ戻すための待ち伏せ等が行われ、当該児童だけでなく、他児に悪影響を与えることとなったケースもみられた。

以下に面会や一時帰宅のまま、強制引き取りとなったケースをあげることにする。

番号	自由回答の概要
012	一時帰省で連れていったまま所在不明となる
014	強引に外泊を行い、そのまま施設に戻らず
017	許可外泊中に実母がそのまま連れ出してしまう
025	家庭帰省中に児童相談所から引き取りとなったと通達
033	児童の帰宅の際、そのまま施設に戻さず、居所を転々とし、連絡もとれなくなる
039	親戚の葬儀のための許可外泊(この理由は虚偽)、そのまま連れてこない
041	児童相談所や施設側の説得を聞かず、強制的に子どもを連れていってしまう(このパターンを3度も繰り返す)
075	年末年始の一時帰省時、帰園日が過ぎても帰さなかった
084	施設との話し合いをきちんと持たず、一方的に引き取りを主張。学校帰りに本児を待ち伏せし、連れていってしまった
086	父の働きかけにより、子どもたちが園を無断で抜けだし、そのまま引き取りとなる

上記10ケースのうち、012、017、025、033、039、075、084、086の8ケースはその後の状況が不明や把握できない等のため未記入であり、残りの014と041では強制引き取り後に問題が生じている。014のケースでは、「顔を殴られたと思われるアザがあったことを学校の先生から児童相談所に報告」されており、041のケースでは、重傷を受けたケースとして報告され「栄養失調状態で入院」

した。このように、「一時帰省等のまま子どもを帰さない強制引き取り」ケース群では、その後の問題がみられるケース、あるいは強制引き取りの経緯から、連絡がとれなくなったり、行方不明となるケース、その後の様子が掴みかねるケースが多くみられた。

施設や児童相談所が引き取りに反対し保護者が強制引き取りを主張した場合でも、施設や児童相談所側と保護者との話し合いが何らかの形で行えていれば、引き取りに向けての準備やあるいは引き取り後の対応等についても何らかの方策を取ることができる可能性もある。しかし、当該ケース群では、全く事前の準備も行えず、引き取り後のアフターケアやフォローアップも困難になりやすいことが推測され、事実今回の調査からもその後問題が発生したり、行方不明、連絡がとれないなどの問題がみられた。

(4) 児童の無断外泊、児童本人の意思から強制引き取りとなったケース

施設や児童相談所等が引き取り時期がまだ尚早であると考え、また保護者も引き取りを考えていないにもかかわらず、本人が引き取りを強く希望したために引き取りとなったケース等も強制引き取りの範疇に入るかという点については、定義の問題も含め考察の余地が残っているが、以下にこれらケース群の概要をあげ、分析する。

番号	自由回答の概要
013	父からの性的虐待での入所ケース。入所にあっても両親、本児も同意を渋る。入所後一ヶ月余りで無断外泊、自宅へ。児童相談所、施設職員が家庭訪問。両親、本児とも施設に戻ることに同意せず
034	放任状態、不登校状態のため施設入所。最初は生保受給のために引き取りを主張する母を本児は相手にしていなかったが、自由気ままな生活への思いが募り、授業中無外、帰宅。そのまま引き取り
035	施設からの通学学校でのトラブルにより、授業中帰宅。施設への抵抗はないが、登校は拒み、保護者も説得できず、引き取り
042	本児が問題行動を重ねたあげく、実母に引き取りをせがみ、実母渋々応じる
043	姉妹の姉が執拗に実父に引き取りをせがみ、実父もそれに同意せざるを得なくなり施設側の指導助言に耳を傾けず
044	何度も問題行動を本児が起こし、本児のわがままを実父が受け入れ、施設側の説得に応じず引き取り
049	家庭引き取りについて全く話し合っていなかったが、帰省してそのまま施設に戻らず
083	無断で児童が施設を飛び出し、母親宅に立てこもり母親に引き取りを迫り、同意させた

042 のケースでは、その後高校を中退し問題行動を起こし、少年院に入ることとなり、043 のケースでは転居を続け安定した生活ができず、結果として放火の被害に遭い姉

妹の妹が死亡することとなった。また 083 のケースでは、不登校となり、その後実母と県外に居住し、学校に行かぬまま接客業をさせられ、妊娠・中絶することとなった。他のケースでは、その後の状況について不明・無回答となっている。問題がみられた 3 ケースについて、その後も施設入所を続けていれば問題が生じなかったとは言い切れないが、本人の意思にしろ問題となる環境や状況の改善がないまま、引き取りとなったことからすれば、引き取りがなければその子どもの問題に対して適切な援助・支援を行うことができた可能性も考えられる。また今回自由回答から、本人の意思を主たる要因とする引き取りが 9 ケースみられたが、予想より多くのケースでこうした引き取りがみられた。今回の調査では、主に被虐待体験児童の強制引き取りを対象にしており、全ケース中 10 ケースでは虐待経験がないとされるが、全体の 82.4%で虐待の体験がみられ、また実際に性的虐待を受けていた子どもやネグレクト状況にある子どもも、「本人の意思」で家庭に戻っており、家庭引き取り後の危険性が高い。

子どもの自己決定や意見表明権と、子どもの安全や自立を保障するための必要最小限の規制との関係をどう考えていくべきか。またこれらに関連して、一定の客観的判断ができる年齢に達した子どもについて保護者が強制引き取りを希望してきた場合に、施設や児童相談所が子どもに対し情報（引き取り後の危険性、施設に残った場合の可能性など）をどのように伝え、子どもの意思や意見をどのように処遇判断に取り入れるべきかについても、課題が残っている。さらに危険性が高い場合に、子どもの意思で引き取りが行われた場合のセフティ・ネットワークをどう構築していくかについても重要な課題と考えられる。

(5) 保護者が第三者の意見等を取り入れ強制引き取りしたケース

このケースは、他の強制引き取りの状況と重複する点も多いが、保護者や本人の意思よりも、周囲の意見等に左右されて強制引き取りを行ったケースである。少数ではあるが、他の専門職（保健婦）の意見による引き取りもみられた。

番号	自由回答の概要
006	地域住民による非難ができることで強制引き取り
010	実母兄の「引き取れ」との一時的感情と母の意向を汲んだ区議の児童相談所への介入により、強制引き取りへ
036	保護者が地域管轄の保健婦の薦めで引き取りを希望。保健婦は引き取り後の指導可能と考えていた

第三者の意見に振り回されたこと記述された事例は、以上であった。3 ケースにとどまっているが、当事者である保護者独自の判断ではないがゆえに却って問題性が高いケー

スもみられた。010 のケースでは引き取り後、実母兄宅から家出し、無理心中未遂、さらに消息が不明となっている。この事例は、無責任な第三者の影響によって振り回されたケースである。関係諸機関の連携が重要であることが明らかである。

3. 強制引き取り時の児童の様子に関する自由回答

ここでは、強制引き取りとなった子どもと保護者の関係性に関する自由回答をみていく。特に親子関係における問題がみられないか、引き取りに関する問題がみられないかといった点に着目する。

選択肢による質問では児童の様子について、引き取りをいやがった子どもは 2.9%と少数であり、自らの意思は出さず保護者の行動にしたがっていたケースが 51.5%、引き取りを喜んでたケースが 39.7%となっている。この結果から、大多数の子どもは保護者の強制引き取りをいやがっていないように見えるが、今回の調査対象の多くは被虐待体験児童であり、過去の親子関係の経緯等から保護者に対して自己主張できないケースも多いと推測される。この点を中心にして、自由回答を分析することとしたい。004 のケースでは、「入所児は年齢も低く自分の意思で判断できる状況ではなかった」と指摘されている。007 のケースも同様であり、また 050 のケースでは実母による虐待で施設に入所したケースであり、母に対しては表情がこわばり（実父には甘えられる）、言葉の上では兄と一緒に家庭に帰ることを希望していたが、「年齢的にも微妙な心理状態はつかみにくく、推測に頼る部分が多い」とし、表面上は喜んでいても、年齢的な面から子どもの本来の気持ちをはかりかねる場合がみられることがわかる。また入所により、情緒的に安定したり、成績も向上したりと成長が著しかった子どもが引き取りによって不安定となったり、無理心中、引き取り後通学がなくなる等のケース（010、011、015 など）がみられた。また、024 のように、継母による虐待により施設入所し、徐々に関係は良好になりつつあったが、まだ不完全な状況でいつまた継母虐待が再び起こるか懸念される状況のなかでの引き取りもみられた（このケースはその後顔や体に虐待を受けている）。また 038 のように虐待者である父との相性が悪いが年齢的に反抗できないケース、040 のように継父の言いなりになっていたり、041 のように家に帰ることをいやがっていたのに実母の顔を見るなり抱かれにいたり大人にこびを売る子どもの姿もみられ、075 のように父親に対して恐怖心を抱くばかりで話もできないように見受けられるケース、保護者の前では自分の気持ちを隠し小さくなっていた 058 のケース、さらに施設が「再入所は時間の問題」とみていた 084 のケース等が

みられる。また 036 のように心臓病、口蓋裂等の病気を有するため心配されるケース等がみられた。

逆に保護者を慕う気持ちが強い（086）、親との関係はできていた（021）、施設側が「親子関係をあたたかく見守りたい」と考えている（053）等、比較的心配の少ないケースも、数は少ないがみられた。

以上のように比較的引き取り後の心配が少ないケースも存在したが、虐待の再発が懸念されるケース、保護者の言いなりになるしかないケース、明らかに問題の発生が予想されるケースが大半を占めている。

4. 家庭引き取り後の虐待・ネグレクトの状況

次に、家庭引き取り後の虐待・ネグレクトの状況について整理する。

番号	自由回答の概要
004	言語等の遅れ、他児と関係がうまくいかない
006	他児との関係がうまくいかず
010	無理心中未遂、行方不明
011	引き取り後、通学なし
014	顔面に殴られた痕
015	情緒不安定。再入所
024	身体的虐待
028	母再度行方不明。他県で再入所
030	母、手に負えず再入所
040	引き取り後、深夜パンツ一枚で補導。自転車窃盗
041	栄養失調で入院
042	高校中退。問題を起こし、少年院入所
043	生活安定せず。妹、放火され死亡
044	問題行動を続け、児童自立支援施設に入所
046	本児家を飛び出し、再入所。（措置停止中 2 回）。地域等で問題
055	再度徐々に登校しなくなる
056	母親の症状悪化。養育が不十分、学校休みがちに
072	妹、父による性的虐待。兄、父に刺される

以上のように、18 ケースで強制引き取り後虐待やネグレクト等の被害に遭ったり、少年院や児童自立支援施設に入所したり、情緒的な問題や行動上の問題傾向を示すケースがみられた。特に、強制引き取り後に生命の危機にさらされたケース（010 の無理心中未遂、行方不明。072 の父に刺された。）も存在していた。さらに自由回答に記述はなかったが、選択肢による質問で引き取り後の問題がみられたケースが 2 ケースあった。自由回答での無回答は 56 ケースみられ、それ以外に問題を「なし」とするケースが 3 ケースみられた。無回答のなかには、その後消息がつかめないケースや連絡がとれない（あるいは、とっていない）ケースが存在することも考えられ、強制引き取りによって問題を抱える、あるいは問題が継続しているケースが数多く存在していることがわかる。

5. 「保護者の強制引き取りについての自由意見」から

ここでの自由記述では、「わが国は親権の力が強く、保護者（親）の生活基盤も改善されないまま子どもを施設から強制的に退所させるケースもある。」(004)に代表されるように、親権の現状に関する問題を指摘する意見が16ケースでみられた。また親権が非常に重視される現状にあって、危険性の高いケースに関して、「児童福祉法28条の申し立てが裁判所でもなかなか認められない」現状に対する課題を提起する意見(015など)、「身に危険性のあるケースには、もっと迅速に法的措置がなされ、親権を一時的にでもすぐ停止できるような手段」の必要性を述べるもの(037、041など)が多くみられた。

一方、児童相談所に対しては、「児童相談所長の権限の問題」(013)、「児童相談所、警察等に連絡をとっていても、結局は事後処理対応」(016)、「福祉司によっては保護者に押し切られてしまい、事前協議等をすることもできない」

(025)、「児童相談所の積極的な協力は必要不可欠」(055など)、「(明確に虐待を受けることが予想できる場合)児童相談所も親権を重視するのではなく、子どもの権利を重視するような体制が必要」(072)等の意見がみられるなど、強制引き取りケースにおいて、児童相談所が子どもの権利を保障する機関として十分にその機能を果たせていない現状が明るみになった。

またその他の意見として、「児童を守るための社会的なネットワーク作りが必要」(044、085など)、「保護者に施設を理解してもらう」(086、059など)、「虐待について広く一般に知ってもらう」(015)など、施設、児童相談所だけではなく、警察、教育、司法、保健等の関連機関によるセフティ・ネットワークの必要性や虐待問題に関する啓発の必要性も指摘する意見が多く見られた。

III. まとめと今後の課題

以上の調査結果から、1) (特に被虐待体験児童の) 強制引き取りは子どもにとって大変危険性が高いこと、2) 強制引き取りにおける親権が重視される現行法体系の中で親権者の意に屈してしまうなど、児童相談所において、子どもの福祉を最優先した毅然たる対応が必ずしもなされていないこと、3) 強制引き取りとなったケースはその後のフォローアップがしにくいいため特に危険性が高いこと、4) 子どもの意見表明権と親権の折り合いをどうつけるか、また子どもの気持ちをいかに斟酌するかが課題となること、5) 強制引き取りには子どもの意思によるものも含まれていること、などが明らかになった。またこうした点を踏まえ、今後の課題について論じることとする。

1) 強制引き取りと児童相談所の対応

今回の調査により、強制引き取りは子どもにとって非常にハイリスクであることが確認された。しかも、その殆どが施設によって危険性が予見されていたにもかかわらず、親権に屈したり、子どもを説得しきれなかったり、児童相談所と施設との意見相違があったりして、引き取りとなってしまうている。

もとより、施設入所措置を採った以上、親子分離をせざるを得ない事情が存在しているわけであり、その事情の改善、解決が図られていない以上、いかなる事情であろうと措置解除すべきでないことは言うまでもない。親権があまりにも重視され過ぎている現行法の問題があるにせよ、28条ケースでは引き取りを拒否すべきとした厚生省見解があり、また、同意に基づく入所であっても、親や子どもへの説得が効を奏しない場合は一時保護に切り換える等の手段が考えられるにもかかわらず、現実には強制引き取りが後を絶たないのはどうしてなのか。強制引き取りに対する児童相談所の取り組みの実態や意識について調査、分析する必要がある。

2) 施設、児童相談所の連携による家庭環境調整

強制引き取りは、施設、児童相談所、保護者の認識のずれが原因である。これを防ぐには3者の間に信頼関係が樹立されている必要があり、施設と児童相談所は保護者の信頼獲得に向け最大限の努力を払うとともに、常に十分な連携を図り、一体となって保護者へのソーシャルワークを展開しなければならないが、現在のところその技法は確立されているとは言えない。知見の集積が急がれる。

3) 子どもの「意思」に基づく「強制引き取り」と子どもの自己決定について

子どもの「意思」に基づく引き取りを「強制引き取り」と扱ってよいかどうか議論の余地はあるが、たとえ子ども自身の強い希望による引き取りであっても、本質的な問題が解決されないまま家庭に戻るという意味では、「強制引き取り」ととらえても問題なからう。

子どもが「帰りたい」と強く希望しているにもかかわらず、子どもの福祉、安全確保の観点から家庭復帰を断念させざるを得ないケースが当然存在する。先の見通しをもって子ども自身が帰宅を望むケースはむしろ稀であり、多くの場合、学校や施設におけるトラブルやこれからの施設生活についての見通しが十分つかめない中での不安や苛立ちからの逃避として帰宅を希望するものが多い。このため、施設としては、子どもが安心して生活することができるよう、

必要に応じ関係機関の協力も仰ぎながら問題の早期発見・早期対応を図るとともに、入所時のオリエンテーションやインケア、リービングケアの各段階を通じて、子どもの意思を尊重しつつ、入所理由や退所の見通し、条件等について十分な説明を行い、子どもが真に自分のための自己決定、主体的な選択が行えるよう支援していくことが肝要であり、そのための技術について研鑽を積むとともに知見の集積を図る必要がある。

4) 子どもを守るためのセフティ・ネットワークの構築

上に述べたように、強制引き取りを回避すべく万全の措置を講ずべきことは言うまでもないが、万一強制引き取りとなってしまった場合は、事態が悪化した場合の対応について予め子どもに十分な説明、助言を行うとともに、早期発見・早期対応を図るための関係機関による安全網（セフティ・ネットワーク）の構築に向け努力する必要がある。

以上、施設からの自由回答を踏まえ課題等について若干の考察を加えた。次年度は児童相談所側の意見を把握することにより、より総合的な観点から対応策について検討、把握することとしたい。

本調査実施にあたっては、年度末の多忙な時期に各施設の職員の方々にご回答をいただいた。この場を借りて厚くお礼を申し上げます次第である。

本チーム研究は、標記メンバーの他に、次のメンバーによって構成されている。

福島一雄（共生会児童養護施設希望の家）

農野寛治（神戸常磐短期大学）

山田勝美（長崎純心女子短期大学）

大竹智（帯広大谷短期大学）

斎藤美江子（日本女子大学大学院）

澁谷昌史（上智社会福祉専門学校）

荒川裕子（嘱託研究員）

萩原絹代（フリージャーナリスト）

阿部優美子（日本女子大学大学院）

森 望（厚生省児童家庭局家庭福祉課）